

訪問販売法が改正されました

(昭和63年11月16日から)

11月16日から実施された訪問販売等に関する法律では、規制の対象が拡大されるなど、大幅なものとなっています。ここで、主な改正点を紹介します。

■権利やサービスも規制対象に

従来対象外とされていた権利(ゴルフ会員権など)やサービスも適用されます。

路上で呼び止め、契約を迫るキャッチセールスや電話で呼び出すアポイントメントセールスも規制の対象になります。

■クーリングオフは7日から8日に

契約の無条件解約の期間が、契約日を含め7日から8日に

延長されました。また、現金一括払いでも、三千円以上は適用されます。(※一部使用した消耗品などは適用しません)

■通信販売の規制を強化

誇大広告が禁止されました。

■マルチ商法(連鎖販売取引)の規制が拡大

委託販売や紹介販売も適用されます。

■ネガティブオプション(一

訪問販売で被害にあわないためには、不用なものを買わない、うかつに契約しない等慎重に行動してください。
お問い合わせ、相談などは
千葉消費生活センター(☎0472-240999)に

方的に商品を送りつけ代金を請求する商法)の商品保管期間を短縮
代金を支払う必要も商品を送送する必要ありませんが、受け取った商品の保管期間が定められています。この期間が、従来の3か月から14日(販売業者に商品の引取りを請求したときは、その日から1か月が7日)に短縮されました。

栗山川浄化啓発標語

最優秀作品

中学一年 井上 成

みんなの心集まれば 栗山川もよみがえる

相談室をご利用ください

2月の各相談室の開設日は次のとおりです。
お気軽にご利用ください



相 談 室	相 談 日	場 所	時 間	備 考
健 康 相 談	2月14日(火) 2月28日(火)	上 堺 会 館 文 化 会 館	午後1時30分 ～午後3時	40歳以上の方は健康手帳をご持参ください
教 育 相 談	2月7・14・ 21・28日	中央公民館	午後1時30分 ～午後4時30分	当日は、電話でも相談に応じます(内線69)
家庭教育相談	毎週(月・火・金)	中央公民館	午前9時 ～午後4時	当日は、電話でも相談に応じます(内線67)
心配ごと相談	2月7・14・ 21・28日	中央公民館	午後1時30分 ～午後4時	
人 権 相 談	2月7・14・21日	中央公民館	午後1時30分 ～午後4時	
行 政 相 談	2月7・21日	中央公民館	午後1時30分 ～午後4時	毎月第1・3火曜日